

野外焼却は禁止されています！

「近所でごみを燃やしていて、煙や臭いで困っています。」「洗濯物に臭いがついて困っています。」などの苦情が多く寄せられています。

ごみを燃やすと煙や悪臭による住民トラブルや生活環境の悪化をまねくだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康への影響が懸念されています。

家庭や事業所から発生したごみは野外焼却せずに、市のごみ収集など定められた処理方法で適切に処理しましょう。

○野外焼却とは？

次のような焼却行為は野外焼却に該当しますのでやめましょう。

- ・家庭用小型焼却炉*
- ・ドラム缶などを使用しての焼却
- ・ブロックを囲んだり、積んでの焼却
- ・地面に穴を掘っての焼却
- ・無施設焼却

※基準に適合していないもの

○絶対に燃やしてはいけないの？

基準に適合した焼却炉*での焼却や野外焼却の例外が認められています。

※埼玉県に届出が必要です。

基準に適合した焼却炉の構造基準及び焼却の方法

- ・空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することがなく、燃焼ガスが摂氏800℃以上で焼却できること
- ・燃焼に必要な空気が入ること
- ・外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を投入できること
- ・燃焼ガスの温度測定装置があること
- ・助燃装置があること

野外焼却の例外

- ・焚き火、その他日常生活上を営む上で、通常行われる焼却であって軽微なもの
例：落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤー
- ・農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われている焼却
例：麦わら、稲わら、雑草の焼却など
- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
例：どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松やしめ縄などの焼却
- ・国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
例：道路清掃、河川清掃で出た草木などの焼却

- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却
例：災害時における木屑などの焼却

※野外焼却の例外であっても、次の点に注意してください。焼却の状況によっては、指導を行う場合があります。

- ・プラスチックやビニール、ゴムを混ぜて焼却しないこと
- ・一度にたくさんの焼却をしないこと
- ・よく乾燥させること
- ・風向きを考慮すること
- ・燃やしたまま放置しないこと

○罰則はあるの？

- ・廃棄物を不法投棄したもの及び違法に野外焼却をした者（未遂行為も含む）



5年以下の懲役又は**1千万円以下の罰金**、又はこれを併科
(法人に対しては3億円以下の罰金になります。)

- ・廃棄物を不法投棄又は野外焼却する目的で収集又は運搬した者



3年以下の懲役又は**300万円以下の罰金**、又はこれを併科

野外焼却は大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障をきたしてしまうことがあります。畑や庭から出た草木等はなるべく以下のように処理をし、ご近所の迷惑にならないよう快適な環境を作っていきましょう。

- 焼却はしないで、なるべく土に還す。
- よく乾かして、燃やせるゴミとしてゴミ集積場に出す。
- やむを得ず燃やす場合は、草木をよく乾かし、ご近所の理解を得て、迷惑にならないようにする。

(お問い合わせ先)

環境政策課

電話 049-283-1331

FAX 049-283-1691